

別表（第2条関係）

補助事業名	新産業立地促進賃料補助
補助事業の目的	県内において、健康・医療、環境・エネルギー等本県が強みを有する成長分野の産業（以下「新産業分野」という。）を育成し、本県産業の持続的発展の促進を図るため、県内に進出する新産業分野に係る企業が賃借する施設に対する賃料補助を行うことにより初期コストの軽減を図り、産学集積群（クラスター）の形成や地域産業の高度化等を促進する。
補助事業の対象となる者	<p>県内の中核施設（※1）に賃貸借により入居し、立地促進事業を行う企業等（産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づき指定する促進地域外の中核施設に入居する者については中小企業等に限る。）であって、次のすべての要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日以後に、新たに県内の中核施設に進出すること。 次のいずれかの新産業分野（※2）に係る事業を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 健康・医療、(2)環境・エネルギー 情報通信・エレクトロニクス、(4)ロボット（人工知能） ナノ 事務所その他これに類する用途にのみ供する者でないこと。 <p>※1 中核施設とは、原則として企業等の試験研究施設、展示施設又は事務所等に使用することを目的として建設された建物のうち、次のいずれかに該当するものとして、知事の認定を受けた施設をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 産学集積群（クラスター）の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設 地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設（500㎡以上の賃貸用床面積を有するものに限る。） <p>※2 新産業分野とは、県内の産業全体への高い波及性と大きな成長が期待される先端技術分野をいう。</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業者が支払う中核施設の賃借料
補助率	補助対象経費の1/4以内
補助金の額	1補助事業者あたり、750円/㎡・月、100万円/年度で、賃借開始から36ヶ月を限度とする。
適用除外する条項	第15条、第16条
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 中核施設賃貸借概要説明書 (別表1) 賃貸借契約書 (写) 立地促進事業を行う者であることを証する書類 誓約書 (別紙1)
	(指定期日) 事業開始日から2週間以内 (初年度の交付申請に限る。) 各年度の事業開始日から2週間以内
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) _____
	(軽微な事業内容の変更) _____
第8条第1項	(添付書類) 中核施設賃貸借概要説明書 (別表1) 賃貸借変更契約書 (写)
	(指定期日) 賃貸借変更契約後2週間以内
第11条	(添付書類) 中核施設賃貸借実績説明書 (別表2) 賃料の支払いを証明する書類 (施設管理者の発行するもの)
	(指定期日) 各年度の事業完了後2週間以内 3年間の事業完了後2週間以内
第15条第1項	(指定期日) _____
第15条第2項	(指定期日) _____